

# 令和5年度第1回岡山県私立学校審議会議事録

- 1 日時：令和5年8月3日(木)15:00～16:10
- 2 場所：ピュアリティまきび(岡山市北区下石井2-6-41)
- 3 出席委員：秋山委員、今井委員、金光委員、杉本委員、竹井委員、田中委員、豊岡委員、早瀬委員、平田委員、光岡委員
- 4 議事録署名委員：竹井会長、早瀬委員、光岡委員

## 5 議事内容

(1) 過半数の委員出席により会議の成立を確認

(2) 諮問事項について以下のとおり審議

① 岡山理科大学附属高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更認可について

➢ 申請内容

・学習等支援施設 3施設を追加

➢ 質疑・意見

・教諭と常勤講師とはどのような違いがあるのか。

→事務局：各法人における雇用形態の違い。教諭は、正規の職員としての雇用、常勤講師は、年度ごとの雇用が多いが、いずれも専任である。業務内容は学校によって異なる。

・新しく設けられる3施設では、面接指導を行わないということか。

→事務局：通信制高校の学習を支援する施設であり、面接指導は全て本校で実施する。

・要項に補助金とあるが、これは何か。

→事務局：国から直接交付されている経常費の補助金である。

➢ 結果

認可が適当（全会一致）

② 鹿島朝日高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更認可について

➢ 申請内容

・旧学習指導要領に係る教育課程の変更

・現行の学習指導要領に係る教育課程の変更

・面接指導実施施設 100カ所→109カ所

・学習等支援施設 378カ所→396カ所

➢ 質疑・意見

・学校設定科目はあるが、その前に学校設定教科を設けることが必要ではないか。

→事務局：既存の教科に位置づけができないものについては、学校設定教科を設けた上で、配置する。

・学校設定教科・科目にしても、文科省の学習指導要領のケースで言えば、目標、内容、内容の取扱いをチェックする機関はあるのか。

→事務局：原則として、学校で適切に設定してもらう。必要に応じて、内容等については、確認していくことが必要だと考えている。

・広域通信制の学校の教育の質の確保・向上については、積極的に他の都道府県とも連携を取りながら、指導を進める必要がある。

→事務局：必要に応じて該当の都道府県等と連携をしながら、各施設の状況等について確認をしていく必要があると考えている。

・兼務の教諭は何と兼務しているのか。

→事務局：設置法人が校地内に設置している中等教育学校との兼務である。

・面接指導実施施設で指導する教員は、教員49名と非常勤講師417名ということか。

→事務局：本校勤務の教員が現地に足を運んで指導する教科もある。また、現地の教員免許状を持った教員と雇用契約をした上で、面接指導を行うという形をとっている教科もある。

全体の運営管理に当たっては、本校から現地に入り、期間内に実施される面接指導の進行管理を行っている。

#### ➤ 結果

教育の質の確保・向上について、積極的に他都道府県とも連携を取りながら、指導を進めることを前提として、認可が適当（全会一致）

### ③ ワオ高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更認可について

#### ➤ 申請内容

- ・教育課程の変更　総合的な探究の時間を高1後期で開講。
- ・面接指導実施施設　55カ所→56カ所
- ・移転等に伴う施設の住所、名称及び定員の変更。

#### ➤ 質疑・意見

- ・特になし

#### ➤ 結果

認可が適当（全会一致）

④ 岡山・建部医療福祉専門学校の廃止認可について

➤ 申請内容

- ・岡山・建部医療福祉専門学校の廃止

➤ 質疑・意見

- ・土地・建物、特に旧福渡高校の跡地は、学校法人に権利があるのか、それとも県にそのまま残るのか。

→事務局：今は県ではなく、岡山市にある。

➤ 結果

認可が適当（全会一致）

⑤ 中国デザイン専門学校の目的変更認可について

➤ 申請内容

- ・学則第1条目的の変更

➤ 質疑・意見

- ・基幹教員は専任の教員とは違うのか。また、教諭について統一的な書き方があるのか。

→事務局：基幹教員は、専任の教員と考えて概ねよい。

基幹という言葉は、文部科学省令により、令和7年度から専門学校を含む大学等では専任から改められる。学則を変えるにあたり、早く行う学校については、基幹という言葉を使っても良いので、ここで使っている。

大学や専門学校等では、今後学則を変更するにあたり、専任という言葉ではなく、この基幹という言葉を統一して使っていくことになる。

➤ 結果

認可が適当（全会一致）